

回答様式

契約件名	東北自動車道 みちのく橋床版取替工事
------	--------------------

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 P22. 25-6 アスファルト 舗装改良工 P46. 25-23 路肩改良工	アスファルト改良工は本線（下り線）、路肩改良工は（上り線走行車線）の舗装改良工事のため、栃木県側と福島県側の合材プラントを対象 IC 間（上り線・下り線）で計画しておりますでしょうか。栃木県と福島県では合材単価が異なりますので設計のアスファル合材単価の適用地域についてご指示願います。	積算の内容に関する質問にはお答えできません。
2	特記仕様書 P38. 25-15 プレキャスト壁 高欄製作工	プレキャスト製コンクリート防護柵の材料費は共通仮設費の経費対象と考えてよろしいでしょうか。	積算の内容に関する質問にはお答えできません。
3	特記仕様書 P 56.25-25-7 詳細設計に基づく変更	床版の詳細設計完了に伴う関連する単価項目の変更について・・・との記載がございますが、この「単価項目の変更」とは、設計類似区分の変更という意味でとらえてよろしいでしょうか。	関連する項目とは、詳細設計ではなく、工事の施工にかかる単価項目をいいます。
4	単価表の作成について	入札時の単価表の作成について、諸経費①は共通仮設費、現場管理費が見積対象となっており、一般管理費は対象外となっております。この場合、諸経費①の金額については一般管理費も含めた合計の金額を入力すればよろしいのでしょうか。	そのとおりです。